

平成29年第1回東大和市議会定例会会議録第1号

平成29年2月23日（木曜日）

出席議員（21名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
8番	関田貢君	9番	中村庄一郎君
10番	根岸聡彦君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	関野杜成君	15番	和地仁美君
16番	佐竹康彦君	17番	荒幡伸一君
18番	中間建二君	19番	東口正美君
20番	木戸岡秀彦君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	須藤孝桜君

出席説明員（31名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	広沢光政君
市民部長	関田新一君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	尾崎淑人君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	財政課長	川口荘一君
文書課長	下村和郎君	職員課長	原島真二君
総務部副参事	荒石恵美君	市民課長	山田茂人君

保険年金課長 越中 洋 君
子育て支援課長 鈴木 礼子 君
子ども生活部 梶川 義夫 君
副 参 事
土木課長 寺島 由紀夫 君
下水道課長 廣瀬 裕 君
給食課長 斎藤 謙二郎 君

課税課長 矢吹 勇一 君
保育課長 宮鍋 和志 君
健康課長 志村 明子 君
建築課長 中橋 健 君
区画整理課長 水村 隆市 君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 市長施政方針表明
- 第 4 諸報告
 - (1) 市長報告
 - (2) 議長報告
- 第 5 第 1 号議案 平成 29 年度東大和市一般会計予算
- 第 6 第 2 号議案 平成 29 年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7 第 3 号議案 平成 29 年度東大和市下水道事業特別会計予算
- 第 8 第 4 号議案 平成 29 年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算
- 第 9 第 5 号議案 平成 29 年度東大和市介護保険事業特別会計予算
- 第 10 第 6 号議案 平成 29 年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算
- 第 11 第 1 号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について
- 第 12 第 1 号同意 東大和市教育委員会委員の任命について
- 第 13 第 1 号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 14 第 7 号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 第 8 号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 16 第 9 号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 17 第 10 号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 18 第 11 号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 19 第 12 号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 20 第 13 号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例
- 第 21 第 14 号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
- 第 22 第 15 号議案 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例
- 第 23 第 16 号議案 東大和市自転車等放置防止等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 24 第 23 号議案 市道路線の廃止について
- 第 25 第 17 号議案 平成 28 年度東大和市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 26 第 18 号議案 平成 28 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

- 第 27 第 19 号議案 平成 28 年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 28 第 20 号議案 平成 28 年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 29 第 21 号議案 平成 28 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 30 第 22 号議案 平成 28 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 31 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 31 まで

午前 9時29分 開会・開議

○議長（関田正民君） ただいまから、平成29年第1回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（関田正民君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 登壇〕

○9番（中村庄一郎君） 皆さん、おはようございます。

去る2月17日、議会運営委員会が開催されましたので御報告を申し上げます。

まず定例会の会期であります、本日2月23日より3月21日まで27日間といたします。

会議録署名議員は、11番 押本修議員、22番 中野志乃夫議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長施政方針表明、市長、議長の諸報告の後、第1号議案から第6号議案までの6議案を一括上程した後、議長発議により予算特別委員会を設置し、これを付託いたします。その後、議事運営を休憩し、休憩中に土地開発公社評議員会を開催をいたします。再開後、第1号報告に続いて、第1号同意、第1号諮問、第7号議案から第16号議案、第23号議案、第17号議案から第22号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。第23号議案につきましては、建設環境委員会に審査を付託いたします。

本日中に予定されている議案等審議が全て終了しない場合は、あす2月24日の午後1時30分から引き続き議案等を審議することとし、本日中に予定されている議案等審議が全て終了した場合は、あす2月24日は休会といたします。また、2月27日は休会となります。

2月28日は施政方針に対する代表質問となります。

3月1日から3月3日及び3月6日、3月7日の5日間は一般質問となります。

3月8日から20日まで休会とし、その間に常任委員会等を開催をいたします。

常任委員会等の日程について申し上げます。

3月8日午前9時30分から総務委員会を、3月9日午前9時30分から厚生文教委員会を、3月10日午前9時30分から建設環境委員会を、3月13日、14日及び15日の午前9時30分から予算特別委員会を、3月17日午後1時30分から議会運営委員会をそれぞれ開催をいたします。

3月21日、最終日は、追加議案審議、常任委員会及び予算特別委員会の審査報告後、議員提出議案審議、閉会中審査分の請願及び陳情の付託を行い、継続審査を議決した後、閉会となります。

代表質問通告の提出期限は2月24日正午となっております。

この代表質問に伴い、2月28日午前9時30分から議会運営委員会を開催をいたします。

予算特別委員会資料要求の提出期限は、3月2日午後5時となります。

議員提出議案の提出期限は、3月13日正午となります。

閉会中審査分の請願及び陳情の提出期限は3月17日正午であります。

今定例会での一般質問通告者は18名です。

2月17日正午までに受理した陳情は1件であります。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長におかれましてはよろしくお取り計らいのほどお願いをいたします。

[議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 降壇]

○議長(関田正民君) 以上で議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(関田正民君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

11番 押本 修 議員

22番 中野 志乃夫 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(関田正民君) 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月23日から3月21日までの27日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(関田正民君) 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第3 市長施政方針表明

○議長(関田正民君) 日程第3 市長施政方針表明を行います。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 皆さん、おはようございます。

平成29年第1回市議会定例会の開会に当たりまして、市政に対する所信を申し述べ、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

内閣府が発表しました平成29年1月の月例経済報告では、日本経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善により景気は緩やかな回復基調が続いている中、個人消費につきましては持ち直しの動きが見られ、消費者物価は横ばいとなっていると分析されております。

また、海外経済は、トランプ大統領の就任に伴うアメリカの金融政策や中国を初めとするアジア諸新興国等の経済政策などの動向に留意していく必要があるとされております。

国の新年度の予算案につきましては、引き続き経済再生と財政健全化の両立を目指し、一億総活躍社会の実現や成長と分配の好循環の強化及び経済再生に直結する取り組みの推進などに取り組んでいくこととされております。

また、東京都の新年度の予算案につきましては、「新しい東京」の実現に向けた改革の推進と明るい未来への道筋を紡ぐことを目指し、セーフシティ、ダイバーシティ、スマートシティの3つのシティの実現や都民ファーストの視点に立った財政構造改革などに取り組んでいくこととされております。

これらの国や東京都の施策は、待機児童解消などの子育て支援を強力に推進していくとともに、誰もが安心して生き生きと暮らすことができる社会の実現に向けて取り組むものであり、少子高齢化や人口減少という大きな課題に対応する市といたしましても、国や東京都と連携して施策を推進していく必要があると考えております。

一方で、市財政におきましては、少子高齢化の進展等に伴う社会保障関係経費の増加や老朽化した公共施設等の更新などに対応していく必要がありますことから、今後も厳しい財政運営は続いていくものと考えております。

このような状況を踏まえ、平成29年度の市政運営につきましては、第二次基本構想が目指す「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」の将来都市像を実現するため、第四次基本計画に体系づけられた施策を着実に実施していくとともに、限られた財源を重要施策に配分することにより、人口減少社会に対応し、将来にわたって住み続けたいと思っただけの魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

それでは、初めに、私が考えております平成29年度の重要施策につきまして5点申し上げます。

第1に、子ども・子育て支援施策の充実についてであります。

子ども・子育て支援事業計画に基づき、引き続き「日本一子育てしやすいまちづくり」のために、子ども・子育て支援施策を推進してまいります。

まず、保育園の待機児童対策につきましては、定員の拡大を図るため、市内で3園目の小規模保育施設でありますふたば保育園の開園や、れんげ第二桜が丘保育園の定員増のほか、認可保育園の立野みどり保育園及び明德保育園の移転、建て替えを行ってまいります。

また、保育士不足の解消につきましては、保育士を確保しやすい環境を整備するため、引き続き人材派遣に要する費用の一部の補助を実施するとともに、保育士の宿舎を借り上げるための費用の補助につきましては、対象を小規模保育事業所等にも拡大してまいります。

保育体制の充実につきましては、子育て世帯を支援するため、引き続き年末保育、休日保育を行うとともに、アレルギー児対応のさらなる充実を図ってまいります。

子育て世帯の就労支援につきましては、障害児保育に対応するため、多摩地区では初めてとなります居宅訪問型保育事業を武蔵村山市の東京小児療育病院と連携し、試行的に実施してまいります。

保育に関する相談体制の構築につきましては、保育園への入園相談等についてさらにきめ細やかに対応するため、保育コンシェルジュを1名増員してまいります。

学童保育の充実につきましては、子育て世帯を支援するため、学童保育所指導員の増員を図るとともに、保育園施設を活用した民設民営の学童保育所を設置してまいります。

子育て環境の充実につきましては、妊娠から子育てまで切れ目のないきめ細やかな支援を行うため、引き続き専任の母子保健コーディネーターを配置し、相談支援を行ってまいります。

また、やまとあけぼの学園の老朽化対策につきましては、旧みのり福祉園の有効活用を視野に入れながら検討を進めてまいります。

子育て支援の情報につきましては、観光・子育てアプリケーション「東大和スタイル」を活用し、子育てに関するイベントや母子保健に関する情報の積極的な発信を行ってまいります。

第2に、教育施策の充実についてであります。

東大和市の教育に関する大綱に基づき、総合教育会議を通じて市と教育委員会がより一層の連携を強化し、

児童・生徒の確かな学力の習得や豊かな人間性の形成及び健康、体力の増進を目指した教育施策を推進してまいります。

学校と地域の連携につきましては、地域とともにある学校づくりを推進するため、地域住民や保護者等が学校運営に参加する仕組みとして、コミュニティ・スクールの開設に向けた準備を進めてまいります。

学力の向上につきましては、引き続き小学校全校に学習支援員を、小中学校全校にチームティーチャーを配置し、担任と協力して授業を行ってまいります。また、学校へ外部人材を派遣する学力ステップアップ推進地域指定事業を実施してまいります。

児童・生徒の健全育成につきましては、いじめ、不登校などの生活指導上の課題に対応するため、引き続きスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置して教育相談体制の充実を図ってまいります。また、不登校児童・生徒の社会的自立を支援するため、適応指導教室の機能強化モデル事業を実施してまいります。

特別支援教育の充実につきましては、第二次東大和市特別支援教育推進計画に基づき、学校の指導・相談体制と特別支援学級の充実、関係機関と保護者の支援を行ってまいります。

就学機会の確保につきましては、経済的に就学が困難な世帯への支援を充実するため、就学援助事業において、平成28年度の認定率の引き上げに続き、中学校1年生の新入学学用品の支給時期の前倒しを実施いたします。

学校施設の環境整備等につきましては、小学校では校舎の外壁・建具改修工事、特別教室等の冷房化に向けた設計、体育館のバスケットゴールの耐震化工事等を行うほか、中学校では校舎の非構造部材の耐震化に向けた調査、特別教室の冷房化工事、体育館のバスケットゴールの耐震化に向けた設計、校門等への防犯カメラの設置工事等を行ってまいります。その他、小中学校のトイレの尿石除去清掃や小学校のトイレの洋式化工事を引き続き行ってまいります。

平成29年4月から稼働します新しい学校給食センターにおきましては、民間活力を導入する調理・配膳業務を円滑に行うとともに、新たに開始するアレルギー除去食対応や食育の充実及び安心・安全な学校給食の提供等に努めてまいります。

市の文化財であります旧日立航空機株式会社変電所の保存等につきましては、ふるさと納税制度を活用して全国の皆様からの寄附をお願いしているところでありますが、修復に必要な費用等を積算するために現地調査を行ってまいります。

第3に、健康施策の充実についてであります。

市民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るため、健康増進計画に基づく施策を推進してまいります。

日常生活において楽しく、継続してウォーキングに取り組んでいただけるよう健康ウォーキングマップを作成し、観光・子育てアプリケーション「東大和スタイル」の機能の活用やウォーキングイベントの実施とあわせた健康づくり事業を実施してまいります。

また、地域住民の生命と安全を守るための救急医療提供体制につきましては、市内の二次救急指定病院に補助金を交付し安定的な運営等を行ってまいります。

さらに、東大和病院及び東大和市医師会の御協力により、平日準夜帯における小児初期救急診療を引き続き実施していただきます。

歯科医療提供体制につきましては、東大和市歯科医師会との連携を図り、歯科医療連携推進事業及び祝日等

歯科応急診療事業を継続してまいります。

健康都市宣言につきましては、健康増進計画の内容を踏まえながら、健康づくりに関連するさまざまな事業を活用する中で、市民の皆様や関係諸団体等への継続的な機運の醸成を図ってまいります。

第4に、福祉施策の充実についてであります。

地域包括ケアシステムの構築につきましては、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進及び生活支援体制の整備、介護予防の推進を図り、関係機関と連携し、地域のさまざまな社会資源を活用した総合的な体制の構築を進めてまいります。

看護師等の専門職による医療・介護連携に係る調整や相談を行う窓口として、市内2カ所の高齢者ほっと支援センターの中に在宅医療・介護連携支援センターを併設し、東大和市医師会と連携を図り事業を実施してまいります。

また、高齢者の健康寿命の延伸や介護予防の促進等を進めるため、東大和元気ゆうゆうポイント事業を実施し、東大和元気ゆうゆう体操や市内の高齢者サロン活動等に参加した際にポイントを付与することで、活動に参加するきっかけづくりや継続するための動機づけを行ってまいります。

平成28年10月に開設しました東大和市総合福祉センター は〜とふるにおきましては、地域福祉の拠点として関係機関が連携を図り、障害福祉サービスを初めとした福祉サービスの充実と多面的な支援体制の構築を行ってまいります。

第5に、環境施策の充実についてであります。

平成29年3月に策定します第二次環境基本計画に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいります。

公園の整備につきましては、公園施設の長寿命化を図るため、危険度が高まっている遊具等を中心に更新してまいります。また、特色ある公園の整備につきましては、市民懇談会からの御意見をいただき、整備する公園を決定するとともに、地域の皆様とワークショップを開催し、公園の再整備に向け設計などの準備を進めてまいります。

また、狭山緑地の保全をより強化するため、管理事務所の建て替えに向けた設計などの準備を進めてまいります。

廃棄物の減量と適正処理につきましては、一般廃棄物処理基本計画の計画期間が最終年度となりますことから内容の見直しを行い、次期計画を策定してまいります。

なお、家庭廃棄物の有料化につきましては、市民の皆様や事業者の皆様の御理解と御協力をいただき、廃棄物の減量に大きな成果を得ております。この場をおかりしまして感謝を申し上げます。

資源物につきましては、引き続き市民の皆様等へ、拡大生産者責任への取り組みとして、リサイクル標語の「マイバッグ 資源を入れて お買い物」という意識でリサイクル協力店や購入した店舗へ持参する行動などを行っていただけるよう、さらなる廃棄物の減量に向け周知を図ってまいります。

次に、平成29年度に取り組む主な施策について、第四次基本計画の施策の体系に沿って申し上げます。

初めに、「豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくり」について申し上げます。

最初に、学校教育の充実について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、市長会の助成金を活用し、引き続き体力向上推進事業と英語を習得するための宿泊体験事業に取り組んでまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

生涯学習の充実につきましては、平成29年3月に策定します生涯学習・生涯スポーツ推進計画に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を視野に入れながら、各種事業を進めてまいります。

公民館事業につきましては、各種講座や市民大学のほか、平成28年度に引き続き市長会の助成金を活用し、東大和市の魅力を再発見し発信していく、ここがふるさと・東大和の魅力発見・発信し隊事業を実施してまいります。

また、東大和市では、明治時代に多摩地区の他の地域に先駆けて自由民権運動を行っていたことから、当時の活動に関する事業の実施について検討を進めてまいります。

図書館事業につきましては、子ども読書活動推進計画の計画期間が最終年度となりますことから内容の見直しを行い、次期計画を策定してまいります。

郷土博物館事業につきましては、引き続き学校教育との連携を深めるとともに、最新鋭のプラネタリウム投影機を最大限に生かした事業を実施してまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

青少年健全育成の合言葉である東大和の子供たちが「やさしくまっすぐな心を持ち、とおくをみつめて、のびのびと育つことができるまち」を目指し、子供たちに全ての命がかけがえのないものであることを教え、青少年が健やかに育つ環境づくりに努めてまいります。

また、放課後子ども教室につきましては、国の放課後子ども総合プランに基づき、学童保育事業及び教育委員会との連携を図り、子供の居場所づくりの充実を図ってまいります。

次に、市民文化の振興について申し上げます。

市民会館の管理運営につきましては、引き続き指定管理者と連携を図り、市民の芸術文化活動の振興が図られるよう努めてまいります。

市民会館の指定管理者につきましては、平成31年度に更新となりますことから、次期指定管理者の選定に係る手続を進めてまいります。

旧吉岡堅二邸につきましては、平成28年10月の文化審議会での登録有形文化財への指定の答申が出されたところであり、今後の登録を見据え、吉岡画伯の作品に関する図録や絵はがきの作成を行い、積極的なPRを行ってまいります。

次に、スポーツ・レクリエーションの推進について申し上げます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、東京都の補助金を活用した市民体育館冷房設備工事を行うなど、スポーツ施設の整備や誰もが楽しめるスポーツ普及事業を実施してまいります。

続きまして、「健康であたたかい心のかよいあうまちづくり」について申し上げます。

初めに、保健・医療の充実について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、市民の皆様の健康づくりへの意識啓発を促進し、保健センターにおける各種事業の利用の向上を図るため、健康づくりカレンダーの更新を行い、積極的な活用について周知を行ってまいります。

がん対策につきましては、市民の皆様の利便性の向上を図り、がんの早期発見・早期予防を図るため、乳がん検診と子宮がん検診及び肺がん検診と大腸がん検診の同時開催や胃がん検診の実施場所を保健センターのほか新たに医療機関を加えるなど、受診の機会を充実してまいります。

次に、高齢者保健福祉の推進について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、高齢者が健康で自立した豊かな生活を送ることができるよう、高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づき、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進してまいります。

高齢者福祉施策につきましては、介護者の孤立を防ぐため、家族等を無償で介護するケアラーへの支援を引き続き実施してまいります。

介護予防施策につきましては、東大和元気ゆうゆう体操の普及や介護予防リーダーの活動の支援などに引き続き取り組んでまいります。

介護保険制度につきましては、平成30年度からの3カ年にわたります高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定してまいります。

また、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、地域の支え合い体制を推進するとともに、支援の必要な高齢者への効果的かつ効率的な支援等に努めてまいります。

次に、障害者福祉の推進について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、障害者が住みなれた地域で自立して生活することができるよう、第3次障害者計画・第4期障害福祉計画に基づき、障害者福祉施策を推進してまいります。

障害者施設の防犯対策につきましては、障害者施設防犯対策補助事業を実施し、障害者グループホームにおける安全対策を強化してまいります。

また、平成30年度からの3カ年にわたります第4次障害者計画・第5期障害福祉計画を策定してまいります。

次に、児童福祉の推進について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援施策を推進していくとともに、計画期間の中間年に当たりますことから事業内容の見直しを行ってまいります。

また、乳幼児を連れた保護者が安心しておむつがえや授乳などが行えるスペースとして、新たに狭山保育園や清原市民センターに赤ちゃん・ふらっとを整備してまいります。

次に、社会保障の充実について申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、市民の健康、生命を守り、生活を支える重要な役割を果たしておりますが、独自財源のみで運営が難しく、不足する財源を一般会計に依存する厳しい財政運営を行っております。

平成29年度は第5次行政改革大綱に基づく国民健康保険税の見直しの年度に当たりますことから、平成30年度の国民健康保険事業の広域化に際しまして、東京都から示される標準負担税率等をもとに議論を進めてまいります。

また、被保険者の健康の保持・増進を図り、医療費の適正化及び歳出削減を図るため、近隣市との特定健康診査相互乗り入れやレセプトデータを活用しました保健事業を実施してまいります。

なお、平成30年度の国民健康保険事業の広域化につきましては、誰もが安心して医療が受けられる国民皆保険制度の根幹を担う国民健康保険事業の安定的な運営を行うため、東京都、関係区市町村との連携を図り、事業開始に向けた準備を確実に行ってまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、東京都後期高齢者医療広域連合は、平成28年度と同様の特別対策等により、後期高齢者医療保険料の抑制を図ることとしております。

一方、国は、現行の後期高齢者医療制度を基本としながら、必要に応じて制度の見直しに向けた検討を行うこととしております。

今後の動向を注視するとともに、高齢者が安心して医療を受けられるよう、引き続き東京都後期高齢者医療広域連合及び関係区市町村との連携を図り、円滑な事業の運営に努めてまいります。

生活困窮者の支援につきましては、生活困窮者自立支援事業の円滑な運営と充実を図り、引き続き就労支援による早期の自立促進に努めてまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

第五次地域福祉計画に基づき、引き続き地域福祉施策を推進していくとともに、計画期間の中間年に当たりますことから、内容の見直しを行ってまいります。

また、東京都福祉のまちづくり条例に基づく施設の改善のため、計画的に歩道の段差解消等の改良工事を進め、歩道のバリアフリー化を推進してまいります。

続きまして、暮らしと産業が調和した活力あるまちづくりについて申し上げます。

初めに、勤労者福祉の向上について申し上げます。

雇用情勢は、完全失業者がここ数年減少傾向にあり、新卒者の内定率は平成27年度に比べ上昇してきております。

しかしながら、正規雇用につきましてははまだ厳しい状況にあり、雇用の創出に向けて就職を希望する市民に就業の機会が提供できるよう、東京しごと財団との共催による就活セミナーの開催、公共職業安定所等関係機関との連携による就職情報室の円滑な運営や就職面接会等の開催を行い、就業の安定に努めてまいります。

次に、消費生活の充実について申し上げます。

消費者安全法に基づく消費生活センターの機能を活用し、引き続き消費者保護の充実を図ってまいります。また、今後も悪質商法などの消費トラブルを防ぐため、国や東京都、関係機関との連携をしながら、消費者教育や啓発活動に取り組んでまいります。

次に、都市農業の振興について申し上げます。

農業及び農地につきましては、新鮮で安全・安心な農産物を供給するだけでなく、市民の学習、体験の場を提供するとともに、防災空間としての機能や自然環境保全機能など、多面的な役割を果たしております。農業者が行う農産物の品質及び生産量を向上させるための事業に対し、引き続き支援を行ってまいります。

また、効率的かつ安定的な農業経営が確立できるよう、認定農業者制度の普及啓発を図ってまいります。

さらに、認定農業者の経営改善計画の実現に向けた認定農業者への支援を行うために、東京都の都市農業活性化支援事業を活用し、収益性の高い農業を展開するために必要な施設を整備して経営力の強化に取り組むとともに、認定農業者数の拡大に努めてまいります。

農業振興計画につきましては、計画期間が最終年度となりますことから、内容の見直しを行い、次期計画の策定に着手してまいります。

次に、工業の振興について申し上げます。

工業につきましては、中小企業の経営の安定化に資するため、引き続き運転資金や設備資金等の融資をあっせんする小口事業資金融資あっせん制度等を実施してまいります。

また、商工会の実施する若手技術者の育成に係る事業について引き続き補助を実施し、経営基盤の強化を図ってまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業につきましては、市民の皆様の消費生活を支える商店街等の活性化を図るため、商工会及び商店街等が自主的に取り組むイベント事業に対する支援を引き続き行ってまいります。

また、住宅・店舗リフォーム事業や住宅増改築等あっせん事業を通じて、市内建設業の活性化を図ってまいります。

さらに、創業支援対策として、市内で新たに創業者を生み出し、産業の活性化を図るため、国から認定された創業支援事業計画に基づき、商工会や中小企業大学校東京校及び市内金融機関等と連携しながら、東大和市創業塾を引き続き開催するとともに、商工会で実施している空き店舗を活用するための事業を支援してまいります。

次に、観光事業の推進について申し上げます。

市民参加による観光イベントとして、地域住民の交流を促進し、にぎわいを創出するため、第6回目となるうまかんべえ祭を開催し、地元食材を活用したグルメコンテストを実施してまいります。

観光キャラクター「うまべえ」につきましては、その認知度を生かし、東大和市の特色や魅力を内外に発信するなど、市内産業の振興を後押しできるような活用に努めてまいります。

また、狭山丘陵や多摩湖等の観光資源の魅力をPRし、地域活性化を図るため、観光ボランティアガイドと連携した取り組みを推進するとともに、平成29年2月に改訂しました観光マップや観光・子育てアプリケーション「東大和スタイル」等の活用を図ってまいります。

続きまして、「環境にやさしく安全で快適なまちづくり」について申し上げます。

初めに、市街地の整備について申し上げます。

東大和市の都市計画の基本的な方針であります都市マスタープランで掲げた方針の実現に向け、引き続き協働のまちづくりに取り組んでまいります。

立野一丁目土地区画整理事業につきましては、換地処分の手続に着手できるよう努力してまいります。

下水道事業につきましては、下水道総合計画に基づき、快適な生活環境を継続するため、施設の整備や維持管理及び安全対策に取り組むとともに、財政状況を的確に把握し、経営状況の向上等に取り組むため、公営企業会計の適用に向けて取り組んでまいります。

次に、良好な住宅環境の形成について申し上げます。

建築物の耐震改修の促進につきましては、耐震改修促進計画に基づき、建築物等の所有者の主体的な取り組みを促し、地震に備えた都市づくりを進めてまいります。また、引き続き昭和56年5月以前に建築されました木造戸建て住宅の耐震化に対する助成を実施してまいります。

次に、道路・交通の整備について申し上げます。

都市計画道路3・5・20号東大和武蔵村山線につきましては、事業の完了に向けて用地買収及び道路築造に向けた準備を進めてまいります。

都市計画道路3・4・17号桜街道線につきましては、事業認可の取得に向けて用地測量を実施してまいります。

また、幹線道路や生活道路につきましては、市道第6号線富士見通りの道路改良工事を引き続き行うとともに、舗装、補修や橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修工事など計画的に維持補修を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

さらに、重要な社会基盤とも位置づけられるコミュニティバスにつきましては、多摩都市モノレールや民間バス路線とともに形成する公共交通網を将来にわたって維持するため、利用促進に取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、関係機関と連携して、幼児、児童・生徒を初め、一般の方や今後増加する高齢者の方を対象とした交通安全講習会や交通安全教室を行い、車両や自転車、歩行者のマナーの向上を図るとともに、道路交通環境の整備や注意喚起の措置を実施し、事故防止に努めてまいります。

自転車等の駐車対策につきましては、平成29年1月に策定しました各駅周辺の公共自転車等駐車場整備計画に基づき、秩序ある自転車利用を推進するため、5駅周辺の自転車等駐車場を有料化し受益者負担の適正化を図るとともに、安全性、利便性、快適性の向上を図ってまいります。

また、自転車等の放置防止を推進するため、放置自転車等の対策を強化し、駅周辺の公共空間の安全性や機能の確保を図ってまいります。

次に、緑の保全・創出について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、狭山丘陵につきましては将来にわたって保全し、次世代に引き継ぐことを目標に、東京都などと連携を図りながら公有地化を進めるとともに、市民、関係団体の協力を得ながら適切な維持管理に努めてまいります。

また、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として策定しました緑の基本計画につきましては、計画期間が最終年度となりますことから、社会経済状況の変化を踏まえるとともに、第四次基本計画や都市マスタープラン等との整合を図り、次期計画の策定に着手してまいります。

次に、防災・防犯体制の推進について申し上げます。

防災体制の強化につきましては、地域防災計画を実効性のあるものとするため、より実践に即した総合防災訓練の実施に努めてまいります。また、東日本大震災を風化させないために防災フェスタを引き続き実施してまいります。

地域防災力の向上のため、防災モデル地区事業としまして図上訓練の実施を継続するとともに、自主防災組織の育成、支援にも努めてまいります。

災害時要配慮者対策につきましては、防災モデル地区事業等の実施の中で、機会を捉えて地域による避難行動要支援者の支援体制づくりの推進に努めてまいります。

さらに、災害対策用授乳室等テントの購入や災害対策用可搬ポンプの入れかえを図るほか、備蓄食料等を拡充してまいります。

局地的集中豪雨に対しましては、雨水排水施設の清掃を行い適切な維持管理に努めるとともに、雨水浸透施設の整備により溢水被害の軽減に努めてまいります。また、内水被害軽減のための抜本的な対策につきまして、引き続き検討してまいります。

防犯対策につきましては、市民が安全で安心して暮らすことができるまちを目指し、青色防犯パトロール事業、安全安心情報送信事業、地域の防犯ボランティア団体に対する防犯用品支給事業を引き続き実施してまいります。

また、小学校の安全対策につきましては、登下校中の児童の安全を確保するため、通学路に設置しました防犯カメラ全50台を適切に管理、運用してまいります。

東京都により整備が進められています空堀川につきましては、管理用通路を安全な遊歩道として利用できるよう、設置可能な箇所についてLED式の街路灯を設置してまいります。

次に、廃棄物の減量とリサイクルの推進について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、廃棄物の減量と発生抑制がさらに向上するよう、ごみ分別アプリの配信や廃棄物広報紙ごろすけだよりの戸別配付を引き続き行うなど、積極的な情報提供に努めてまいります。

次に、環境の保全について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、低炭素社会の実現に向け、国や東京都の動向を注視しつつ、環境市民の集いを初め地球温暖化防止対策に対する啓発に努めるとともに、職員においては平成29年度から第三次地球温暖化対策実行計画に基づき、率先してエコアクションに取り組んでまいります。

また、LED化を実施しました街路灯につきましては、引き続き適切な維持管理に努めるとともに、環境負荷の低減と電気量の節減を図ってまいります。

さらに、福島第一原子力発電所の事故を原因として発生しました放射性物質による環境問題に対応するため、公共施設の空間放射線量の測定及び食材等の放射性物質の測定を引き続き実施してまいります。

続きまして、「相互の理解と協力で支えられるまちづくり」について申し上げます。

初めに、人権尊重・男女共同参画社会の確立について申し上げます。

配偶者等からの暴力被害に遭われた方の人権を守るため、民間の緊急一時保護施設に対しまして、引き続き運営費の一部補助を行ってまいります。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、第二次男女共同参画推進計画改訂版に基づき、男女が平等でともに参画できる社会の実現に向けて、さらなる啓発等に取り組んでまいります。

次に、情報通信技術を活用した豊かな社会の実現について申し上げます。

社会保障・税番号制度につきましては、平成29年7月から本格運用を開始します他の地方公共団体との情報連携やマイナポータル構築のための準備を進めてまいります。

また、平成28年2月から開始しましたコンビニエンスストアにおける各種証明書の交付サービスにつきましては、マイナンバーカードの普及促進と市民の皆様の利便性の向上を図るため、引き続き交付サービスの周知に努めてまいります。

情報セキュリティ対策につきましては、東京都と連携して自治体情報セキュリティクラウドを構築し、インターネット環境の高度なセキュリティ対策を講じてまいります。

次に、共に支えあう地域社会の確立について申し上げます。

市民の皆様との連携や協働を推進するため、職員の市民協働の推進に関する指針に基づく取り組みを行うとともに、職員の資質の向上を図ってまいります。

また、市民の皆様のを生かした地域づくりやボランティア活動を推進するため、東大和市社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターに対する運営補助を行い、体制と機能の充実を図ってまいります。

次に、地域を越えたパートナーシップの確立について申し上げます。

平和事業につきましては、平和市民のつどいを開催するほか、市長会の助成金を活用し、東村山市と連携して広島市で行われる平和記念式典等への中学生の派遣を行ってまいります。

今後も、平和都市宣言を行いました市としまして、恒久平和の実現に向けて、戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えてまいります。

広域行政の推進につきましては、友好都市である喜多方市との相互理解や連携強化のため、友好都市協定に

基づき、教育、文化、産業、スポーツなど、幅広い分野における交流を図ってまいります。

続きまして、適正な行財政運営の実現について申し上げます。

初めに、効率的でスリムな行財政運営の実現について申し上げます。

市では、厳しい財政状況の中でさまざまな行政課題に対応するとともに、将来に負担を残さない健全な財政運営を行うため、行政改革大綱及びその推進計画を策定し、行政改革に努めてまいりました。

こうした中、平成29年1月に第5次行政改革大綱及び推進計画を策定いたしました。基本目標を、「市民サービスの向上」、「市民参加・協働による行政運営」、「組織力の向上と人材育成」、「持続可能な自治体経営」とし、今後直面する新たな行政課題を解決するため、推進計画に基づいた効果的・効率的な行財政運営に努めてまいります。

市の行政運営の根幹となります歳入の確保につきましては、市税等の収納率は向上しつつありますが、収納を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いていると考えております。

このような状況の中、納税者の利便性向上を図るため、市税等のクレジット収納について導入を進めてまいります。

また、滞納市税等への対策としましては、滞納者との納税相談を基本としながら、平成28年度補正予算において導入いたしました電話催告システムの本格運用を通じ、現年課税分の早期対応の徹底をさらに進めるとともに、新たな滞納整理の手法を研究し、市税等の歳入確保に努めてまいります。

計画行政の推進につきましては、第四次基本計画に基づき、事務・事業を効果的かつ効率的に推進するため、行政評価制度や市民意識調査を活用しながら、計画の適正な進行管理に努めてまいります。

行政評価につきましては、全事務事業の評価に加え、市民や民間の視点を参考として、行政評価の制度及び実効性を高めることを目的とする市民事業評価会議を実施いたします。また、行政評価の結果の活用や施策評価の充実を図るなど、引き続き行政評価制度の推進に努めてまいります。

職員の意識改革と資質の向上につきましては、平成29年1月に改訂しました職員接遇マニュアルに基づき、職員の第一印象の向上に取り組み、市民の皆様から信頼を得ることにより円滑な職務の遂行につなげてまいります。

公共施設等のあり方の検討につきましては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成29年2月に公共施設等総合管理計画を策定しました。今後は、この計画に基づいて公共施設等の総量や配置の見直しを計画的に進めてまいります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、地方創生アドバイザーの助言等を受け施策を推進してまいります。

また、未婚者の出会いの機会を創出するための結婚支援事業やシティプロモーションを推進するための取り組み等を実施するとともに、庁内検討組織で提案されました取り決め等についても事業化に向けて検討してまいります。

次に、市民自治の向上について申し上げます。

行政情報につきましては、適時的確に市民の皆様にお伝えし、その共有を図ることが重要であるため、市報や市の公式ホームページに加え、フェイスブックやツイッターといったソーシャルネットワークサービスを活用するなど、引き続きさまざまな手段で情報提供に努めてまいります。

また、市の公式ホームページにつきましては、誰もが閲覧しやすくなるようなページの再編に取り組むと

もに、スマートフォンでの閲覧を容易にする仕組みづくりや災害発生時のアクセス集中に伴う負荷の軽減を目的としたトップページの構築などに取り組むことにより、市民の皆様の利便性の向上に努めてまいります。

続きまして、新年度予算の編成について申し上げます。

平成29年度予算の編成に当たりましては、1つ目として、開かれた市政の実現のため、情報公開と説明責任の徹底を図り、市民の理解と信頼を得ること。

2つ目として、持続可能な市政の実現のため、社会情勢を見通す中、取り組むべき課題に集中して対応すること。

3つ目として、東大和市行政改革大綱に基づき、効果的かつ効率的な事務事業の実施に努めること。

この3つの内容を引き続き基本方針として定め、予算の編成を進めてまいりました。

新年度予算の概要であります。歳入では、その根幹となる市税等につきましては、課税実績や税制改正等を踏まえた予算内容とし、歳入の確保を図るため、引き続き収納対策に取り組んでまいります。

また、地方交付税につきましては、国の地方財政政策の内容等を考慮し、地方財政の補てん措置として必要な額を計上いたしました。

次に、歳出であります。 「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」の将来都市像の実現に向け、「日本一子育てしやすいまちづくり」を初め、「住みよい、活気あるまちづくり」、「環境にやさしいまちづくり」、「福祉の行き渡ったまちづくり」、「地域力・教育力の向上」、これらを推進する施策として、実施計画における主要事業等につきまして積極的に予算化を図りました。

市財政につきましては、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加など、厳しい財政状況が続く中、これまで積み立てを進めてきました基金を活用し、子ども・子育て支援施策や障害者福祉施策を主な内容とし、その充実等を図っているところであります。

今後におきましても、社会保障関係経費の増加や公共施設等の老朽化対策などにより多額の財政負担が見込まれることから、これらに適切に対応できるよう、目標金額を定めた基金積み立てを継続的に行うなど、市財政の健全性を維持しながら、市民サービスの一層の向上に努めてまいります。

以上、平成29年度の市政運営における基本方針と主な施策について申し上げます。

少子高齢化や人口減少が進展する中で活力ある東大和市を維持していくためには、東大和市の将来を見据え、長期的な視点に立った行政運営を行っていく必要があると考えております。

私は、平成27年度から「日本一子育てしやすいまちづくり」を重要施策に位置づけ、これまで子ども・子育て支援施策に重点的に取り組んでまいりました。その結果、民間機関の共働き世帯にとって子育てしやすいまちの調査で、平成27年では都内第5位、平成28年では全国主要都市と都内を含めて第4位になりました。また、平成29年1月に公表されました平成27年の合計特殊出生率につきましては1.67と多摩地区26市中1位になり、これまでの取り組みについて一定の成果があらわれているものと感じております。

今後も引き続き、「日本一子育てしやすいまちづくり」の実現に向けた施策を推進するとともに、他の施策と一体的に取り組むことで、若い世代の人たちが移り住み、お子様を生み育てていただけるようなまちを、そして市民の皆様が将来にわたって住み続けたいと思っただけの魅力あるまちづくりを進めてまいります。

市議会並びに市民の皆様のお理解と御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。平成29年度の施政方針といたします。

ありがとうございました。

[市 長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（関田正民君） 以上で市長施政方針表明を終了いたします。

日程第4 諸報告

○議長（関田正民君） 日程第4 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。

資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

去る1月26日に東京都市長会が開催されました。

議事1の後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。平成29年第1回広域連合議会定例会に提出する案件、平成28年度補正予算案、平成29年度当初予算案、住所地特例に係る区市町村間の財政負担不均衡是正の要請に関する経過と今後の検討の進め方並びに軽減判定誤りにより保険料の過大・過小徴収が発生したこと等について、東京都後期高齢者医療広域連合から説明がありました。

次に、議事2の都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～についてありますが、都民ファーストの都政を実現するための具体的な道筋として、4カ年の政策展開、東京の成長戦略の方向性、東京の未来像を柱とする実行プランを策定したことについて東京都から報告がありました。

次に、議事3の浜岡地域原子力災害広域避難者の受け入れについてありますが、静岡県が策定した浜岡地域原子力災害広域避難計画において、複合災害の発生等により県内避難が困難な場合、同県島田市の住民約10万人について東京都に一時避難するものと位置づけられたことを受け、実際の避難者受け入れに当たってはさまざまな課題があるものの、趣旨を鑑み協力してまいりたいとの説明が東京都からありました。

次に、議事4の平成29年度東京都予算案の概要についてありますが、「新しい東京」の実現に向けた改革を強力に推し進め、明るい未来への確かな道筋を紡ぐ予算と位置づけて編成した平成29年度東京都予算案の概要について東京都から報告がありました。

次に、議事5の民有地を活用した保育所等整備促進税制の創設についてありますが、待機児童解消に向け、民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援するため、23区において保育所等の用途に供する土地を有料で貸し付けている所有者の固定資産税等について、一定の要件を満たす場合に減免する措置を講じること、また市が同様の減免措置を講じる場合、影響額の2分の1相当額を市町村総合交付金により支援し、市と東京都が共同し、協力して政策を実現してまいりたいとの説明が東京都からありました。

次に、議事6、次期役員の選考についてありますが、平成29年5月1日から新たな任期とする東京都市長会の会長、副会長及び監事の互選をするため選考委員会を設置すること等について、これを承認いたしました。

なお、その他の議事につきましてはそれぞれ承認いたしました。

以上で市長報告を終わります。

[市 長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります、議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（中間建二君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 関田正民君 登壇〕

○議長（関田正民君） 平成28年第4回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

まず初めに、1月19日に東京都三多摩地区消防運営協議会第二部会が東京自治会館で開催されました。

議事では、平成29年度消防委託事務の管理に要する経費の負担及びその見積額の説明があり、これを了承いたしました。

次に、役員の改選については、平成29年・30年度当運営協議会第二部会の役員選出に当たり、選出基準に基づきブロックごとに決定することを了承いたしました。

次に、平成29年度の通常総会を、平成29年5月19日金曜日の午後2時から東京自治会館で開催するとして日程等を決定いたしました。

次に、1月25日に東京都市議会議長会正副会長会議が昭島市で開催され、東京都市議会議長会会長である昭島市議会議長のもと、東京都市議会議長会2月定例総会の運営について調整を行いました。

次に、2月10日に第55回東京都市議会議員研修会が府中の森芸術劇場で開催されました。

本研修会は多くの議員の皆様が参加されておりますので、細かな内容は省略させていただきますが、講師に跡見学園女子大学教授の鍵屋一氏をお招きして、「地域防災の課題と災害時の議会、議員の役割」と題して講演が行われたものであります。

次に、2月21日に、東京都市議会議長会理事会が東京自治会館で開催されました。

議事では、平成28年11月17日以降の会務報告のほか、全国市議会議長会各委員会の会議結果等について報告が行われました。

次に、関東市議会議長会第83回定期総会で審議する都県提出議案について協議し、羽村市から提出のありました国庫補助金における予算確保についてと、小金井市から提出のありました地方議会選挙において法定ビラの頒布を認めるための公職選挙法の改正を求める意見書を提出することに決定をいたしました。

理事会終了後に、東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されましたが、先ほど報告いたしました理事会の内容のとおり、定例総会におきましても報告、承認されました。

報告は以上であります、ただいま御報告いたしました関係資料につきましては事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（中間建二君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 関田正民君 降壇〕

○副議長（中間建二君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（関田正民君） 以上で諸報告を終了いたします。

日程第 5 第 1 号議案 平成 29 年度東大和市一般会計予算

日程第 6 第 2 号議案 平成 29 年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

日程第 7 第 3 号議案 平成 29 年度東大和市下水道事業特別会計予算

日程第 8 第 4 号議案 平成 29 年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

日程第 9 第 5 号議案 平成 29 年度東大和市介護保険事業特別会計予算

日程第 10 第 6 号議案 平成 29 年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（関田正民君） 日程第 5 第 1 号議案 平成 29 年度東大和市一般会計予算、日程第 6 第 2 号議案 平成 29 年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、日程第 7 第 3 号議案 平成 29 年度東大和市下水道事業特別会計予算、日程第 8 第 4 号議案 平成 29 年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、日程第 9 第 5 号議案 平成 29 年度東大和市介護保険事業特別会計予算、日程第 10 第 6 号議案 平成 29 年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、以上 6 議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

第 1 号議案から第 6 号議案までの 6 議案については、本会議での提案理由の説明及び質疑を省略し、21 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員につきましては、委員会条例第 8 条第 5 項の規定により、議長において議員全員を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

予算特別委員会の運営についての協議機関として、議会運営委員会委員をもって構成する予算特別委員会理事會を設置したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

○議長（関田正民君） 日程第11 第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） こんにちは。

ただいま議題となりました第1号報告 東大和市土地開発公社の経営状況につきまして御報告申し上げます。本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、土地開発公社の経営状況について御報告申し上げますのでございます。

御報告申し上げます事項は、平成29年度東大和市土地開発公社事業計画並びに予算でございます。

最初に、平成29年度東大和市土地開発公社事業計画でございます。

公共用地の取得事業につきましては、取得予定がございません。

公共用地の売却事業につきましては、平成28年度に市からの依頼により取得いたしました立川都市計画道路3・5・20号東大和武蔵村山線用地につきまして、市に売却を行う予定であります。

売却面積につきましては314.42平方メートル、売却金額につきましては8,379万9,895円であります。

続きまして、平成29年度東大和市土地開発公社予算であります。

まず収入であります。事業収入、土地売却収入は8,379万9,000円でありまして、先ほど申し上げました公共用地の売却事業に伴う収入であります。借入金につきましてはゼロ円であります。事業外収入、利息収入は1,000円でありまして、普通預金の利息でございます。

続きまして、支出でございます。事業費、土地取得費につきましてはゼロ円であります。物件移転補償費につきましてもゼロ円でございます。支払利息は5万3,000円で、平成28年度に取得した土地に係る借入金の支払利息であります。

管理費、一般管理費は8万1,000円あります。こちらは公社の連絡協議会負担金及び振込手数料、法人市民税、法人都民税であります。事業管理費につきましてはゼロ円でございます。

借入金償還金は4,800万円で、平成28年度に取得した土地に係る借入金の償還金でございます。

予備費につきましては、1万円あります。

次に、資金計画でございます。受入資金額は8,924万9,000円、支払資金額は4,814万4,000円あります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

○20番（木戸岡秀彦君） この立川の都市計画道路の3・5・20号、東大和市武蔵村山用地ですけれども、これ今、工事に関して今の進捗及び完成予定はいつごろになるのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 立川都市計画道路3・5・20号線の工事につきましては、平成29年度に、この事業計画にございますように、市が用地を再取得するというような形になりまして、買い戻すという形になりまして、用地買収は100%完了いたします。29年度に事業者による地下埋設物等の工事を行いまして、予定といたしまして来年度、平成30年度に道路築造を行う予定であります。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で第1号報告を終了いたします。

日程第12 第1号同意 東大和市教育委員会委員の任命について

○議長（関田正民君） 日程第12 第1号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第1号同意 東大和市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市教育委員会委員のうち、新藤久典委員の任期が平成29年3月27日をもちまして満了することに伴い、後任の委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

御提案申し上げました新藤久典氏は、国立音楽大学音楽学部教授及び実践女子大学文学部非常勤講師として活躍されている一方、平成28年4月1日から東大和市教育委員会委員を務めておられます。

このことから、教育について豊富な経験と広い識見を有し、かつ人望も厚い新藤久典氏が適任と考え、引き続き東大和市教育委員会委員として任命いたしたく、ここに御提案申し上げる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○4番（実川圭子君） 今回、再任ということですがけれども、この1年間で各種行事などにおきまして余りこの委員の方を私はお見かけしていないと思ひまして、行事への出席というのは義務ではないとは思ひますけれども、やはり子供たちの実際の様子を見ていただいたりとか、励ましの声をかけていただきたいなというふうに思っています。

行事のほかには会議なども毎月開催されてると思ひますけれども、この教育委員の会議への出席状況についてお伺いしたいと思ひます。

○市長（尾崎保夫君） 出席状況、昨年8月までにつきましては少なかつたかなというふうに思いますが、その後、9月以降につきましては教育委員会等については多く出席をいただいております。

また、この3月いっぱい大学の方はやめる、定年退職ということもございまして、今後はこれまで以上に東大和市の教育委員会の委員として東大和の教育のために頑張っていきたいというふうに私は、頑張っているだけだろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第1号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決めます。

日程第13 第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（関田正民君） 日程第13 第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。

候補者として推薦いたします佐々木榮子氏は、平成23年以来、2期6年にわたりまして人権擁護委員として御活躍をいただいておりますが、平成29年6月30日をもって任期満了となります。

佐々木榮子氏は、長年にわたり社会福祉法人蓮花苑の各保育園に勤務され、平成26年4月からはれんげ桜が丘保育園の園長として活躍されております。

また、人望も厚く、人柄も温厚でありますことから、これまでの経験を生かし、引き続き人権擁護委員とし

て推薦いたしたいと考えております。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

人権擁護委員の候補者として佐々木榮子氏を適任と認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、人権擁護委員の候補者として佐々木榮子氏を適任と決
します。

日程第14 第7号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第14 第7号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正
する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第7号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する
条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成27年9月9日に公布されました個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定
の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律によりまして、行政手続における特
定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が一部改正されたことによるものでご
ざいます。この改正によりまして、番号法第19条第9号が第10号となりました。

番号法第19条第9号は、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関

に特定個人情報を提供できることを規定しているものでございますが、条例中にこの規定を引用しておりますことから、一部改正を行うものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第4条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改めるものであります。

附則であります。条例の施行日を、番号法の一部改正の施行日に合わせまして平成29年5月30日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第7号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第15 第8号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第15 第8号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第8号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほど御審議いただきました第7号議案と同様に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が一部改正されたことによるものであります。

この改正によりまして、地方公共団体が条例で定めて個人番号を利用する事務であります独自利用事務におきまして、情報提供ネットワークシステムを使用する情報連携が可能となったことから、条例の一部改正を行うものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第34条の2第4号の改正は、情報提供等記録の定義に、独自利用事務において情報提供ネットワークシステムを使用する情報連携の場合を含めるものであります。

第34条の10の改正は、情報提供等記録を訂正した場合における通知先に、独自利用事務において情報提供ネットワークシステムを使用する情報連携の相手方を加えるものであります。

第34条の11第1項の改正は、特定個人情報の利用停止の特例の規定において引用する番号法の条ずれを改めるものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を番号法の一部改正の施行日に合わせまして平成29年5月30日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第8号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第16 第9号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第16 第9号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第9号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めるため、法律の改正内容を踏まえた見直しを行うものであります。

なお、東大和市職員組合との交渉につきましては、労使ともに真摯な協議を重ねた結果、平成29年2月9日に同意をいただいております。

内容につきまして御説明申し上げます。

第9条の改正は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限の規定におきまして、育児の対象となる子の範囲を拡大するものであります。

具体的には、職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行っている子、児童福祉法に基づき養子縁組、里親である職員に委託されている子等を規定するものであります。

第9条の2は、育児を行う職員の時間外勤務の免除の規定であります。本条に介護を行う職員に対する規定を追加するものであります。要介護者を介護する職員から請求があったときは、公務運営に支障がある場合を除き、時間外勤務を免除するものであります。

第10条の改正は、職員の時間外勤務の制限の規定におきまして、第9条の2の改正に伴う文言整理を行うものであります。

第14条の改正は、休暇の種類に、新たに介護時間を追加するものであります。

第18条の改正は、介護時間に関する規定の整備に伴う文言整理であります。

第18条の2は、介護時間について定めるものであります。任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部について勤務をしないことを認める介護時間を承認するものとし、期間その他の必要な事項については、規則で定めるものとするものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を平成29年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第9号議案 東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第17 第10号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第17 第10号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第10号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほど御審議いただきました第9号議案と同様に、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、法律の改正内容を踏まえた見直しを行うものであります。

なお、東大和市職員組合との交渉につきましては、労使ともに真摯な協議を重ねた結果、平成29年2月9日に同意をいただいております。

内容につきまして御説明申し上げます。

第2条の2は、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項におけます「条例で定める者」について、新たに定めるものであります。同法において、育児休業の対象となる子に準ずる者として、「条例で定める者」を含むと規定されましたことから、「条例で定める者」を「国家公務員の育児休業等に関する法律第3条第1項に規定する人事院規則で定める者に準ずる者として規則で定める者」と規定するものであります。また、このことに伴い、現在の第2条の2を第2条の3に繰り下げるものであります。

第3条の改正は、再度の育児休業を取得することができる特別の事情に新たな内容を加えるものであります。育児休業を取得中の職員が当該育児休業の子以外の子の育児休業を取得する場合には、先に承認を得ている育

児休業は取り消されることとなりますが、条例で定める特別の事情がある場合は、再度の育児休業を取得することができるものであります。この事情に特別養子縁組が成立しなかった場合等を加えるものであります。

第8条第2項の改正は、部分休業の承認に関する内容であります。先ほど第9号議案で御審議いただきました介護時間の承認を受けている職員は、現行の育児時間の承認を受けている職員の場合と同様に、これらの承認時間を減じた時間の範囲内で部分休業を承認することを規定するものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を平成29年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第10号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第18 第11号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第18 第11号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第11号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する

る条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、東大和市医師会との協議結果を踏まえ、零歳児保育指定保育園嘱託医の報酬の額を改定するものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

別表は、非常勤特別職の報酬額を定めるものでありますが、このうち零歳児保育指定保育園嘱託医の報酬額について、5万160円を5万190円に改めるものであります。

附則につきましては、条例の施行日を平成29年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第11号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第19 第12号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第19 第12号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第12号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、通勤手当の支給に当たり上限額を設けること及び期末勤勉手当の支給額の算出に係る規定の整備を行うものであります。

なお、東大和市職員組合との交渉につきましては、労使ともに真摯な協議を重ねた結果、平成29年2月9日に同意をいただいております。

内容につきまして御説明申し上げます。

第9条の2の改正は、通勤のため交通機関を利用する職員に対し支給される通勤手当の額について、東京都に準じて月額5万5,000円の上限を定めるものであります。

第17条及び第18条の改正は、期末手当及び勤勉手当の額の算出に当たり、欠勤等による減額措置等に対応した規定の整備を行うものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を平成29年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 東京都に準じて交通費の支給の上限を5万5,000円に定めるということですが、現状で5万5,000円を超える職員がいるのかどうかということと、それから、東京都に準じてってということですが、周辺市も含めて他の自治体の状況について伺います。

○職員課長（原島真二君） 現在支給している職員で5万5,000円を超える職員はございません。

周辺市につきましては、手元に各市全体の資料はございませんけれども、多くの市で5万5,000円の上限を設けてるところでございます。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第12号議案 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決すること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 第13号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第20 第13号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第13号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、消費税率引き上げ時期の変更に伴う税制上の措置として、地方税法等の改正が行われたことから、その影響を受ける市税条例の規定につきまして改正を行うものであります。

それでは、主な改正内容について御説明申し上げます。

今回は、改正事項が多岐にわたるため、お手元に配付させていただきました第13号議案資料に基づきまして御説明させていただきます。

議案資料の1ページをお開きください。

主な改正内容は2点ございます。

1点目は、軽自動車税に係る環境性能割の創設であります。消費税の10%引き上げ時に軽自動車の取得時に課税される自動車取得税が廃止されることに伴い、新たに軽自動車税の環境性能割が設けられます。これは、軽自動車の取得者に対して、その取得額を基準として、燃費性能等に応じた税率で課税するものであります。

なお、現行の軽自動車税につきましては、その名称が種別割に変わりますが、税率等の内容に変更はございません。

この改正により、軽自動車税は、取得時に限り課税される環境性能割と、毎年度課税される種別割の2種類の課税方法から成る税目となります。

2点目は、法人市民税の税率の引き下げであります。地方法人課税の偏在を是正することを目的として、法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴い、税率の引き下げを行うものであります。

なお、引き下げに相当する部分は、国税である地方法人税の税率が引き上げられることから、この改正による法人の税負担に変動はないものであります。

次に、各条文の改正内容につきまして御説明申し上げます。

議案資料の2ページをごらんください。

本改正条例は、まず第1条として、東大和市税条例の改正を行い、第2条として、平成26年に公布済みの東大和市税条例の一部を改正する条例の改正を行い、第3条として、平成27年に公布済みの東大和市税条例の一部を改正する条例の改正を行い、第4条として、平成28年に公布済みの東大和市税条例等の一部を改正する条例の改正を行うものであります。

まず、第1条による改正であります。

第15条の3の改正は、現行の軽自動車税の名称を種別割に変更することに伴う改正であります。

第16条の改正は、軽自動車税の環境性能割に係る延滞金につきまして規定を整備するものであります。

第31条の4及び第31条の5の改正は、主な改正内容において申し上げたとおり、法人税割の標準税率及び制限税率の引き下げに伴い税率の改正を行うものであります。

第68条の改正は、軽自動車税の環境性能割の納税義務者等につきまして規定を整備するとともに、現行の軽自動車税の名称を種別割に変更することに伴い必要な規定を整備するものであります。

第69条の改正は、所有権留保における軽自動車税のみならず課税につきまして規定を整備するものであります。

第69条の2の改正は、条の繰り下げを行うものであります。

第69条の3から第69条の8までの改正は、軽自動車税の環境性能割の創設に当たって、課税標準等の必要な規定を新たに設けるものであります。

第70条から第77条までの改正は、現行の軽自動車税の名称を種別割に変更することに伴い必要な規定を整備するものであります。

付則第7条の3の2の改正は、個人市民税に係る住宅ローン控除制度の適用期限を消費税の引き上げ時期の変更に合わせて2年半延長するものであります。

付則第15条の3から付則第15条の7までの改正は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収等の特例につきまして必要な規定を新たに設けるものであります。

付則第16条の改正は、現行の軽自動車税の名称を種別割に変更することに伴い必要な規定を整備するものであります。

次に、第2条による改正であります。

第2条による改正の対象は、平成26年条例第12号の東大和市税条例の一部を改正する条例であります。

附則第6条の改正は、先ほどの第1条による改正により、現行の軽自動車税の名称を種別割に変更することに伴い必要な規定を整備するものであります。

次に、第3条による改正であります。

第3条による改正の対象は、平成27年条例第31号の東大和市税条例の一部を改正する条例であります。

附則第6条の改正は、先ほどの第1条の改正により、第16条に環境性能割の申告書に関する部分が追加されることに伴い、市たばこ税に準用する場合に必要な規定を整備するものであります。

次に、第4条による改正であります。

第4条による改正の対象は、平成28年条例第40号の東大和市税条例等の一部を改正する条例であります。

第1条並びに附則第1条及び附則第3条の2の改正は、先ほど御説明いたしました軽自動車の税制改正につきまして、その施行時期が延期されたことに伴い、付則第16条の改正規定等を整備するものであります。

最後に、附則であります。

附則第1条は施行期日の規定で、この条例の施行日を平成31年10月1日とするものであります。

ただし、一部の改正規定につきましては公布の日とするものであります。

附則第2条及び附則第3条は、それぞれ法人市民税、軽自動車税に関する経過措置の規定で、この条例による改正後の各税目の規定の適用区分を定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 軽自動車税のほうですけれども、自動車取得税が廃止されて、市税として環境性能割が創設されるということで、自動車取得税は都税なんだと思いますけれども、この改正によってこの取得時における税負担は重くなるのか、軽くなるのか、今までどおりなのか伺います。

それから、このことで市税の収入はふえるということになると思いますけれども、その影響額というのがわかれば、もしくはその自動車取得税が原資となって東京都から交付金があるということになれば、そこら辺も含めて、そこら辺の状況、市の財政への影響について伺います。

それから、法人市民税の税率の引き下げですけれども、このことによってどれぐらい市の税収が減少するのか。

それから、同じようなことが前にもあって、そのときはたばこ税で減収を一定補てんするという措置があるんだという御説明もありましたが、今回はそのような措置があるのかどうか。

いずれにしても、東京都などが狙い撃ちで税収を引き下げて地方交付税の原資にしていくという流れだと思いますけれども、こういうことについては反対をして自治体の税収を保障するというところで要求すべきだと思いますし、そういう要求もされてるんだと思いますけれども、そこら辺の状況について伺います。

○課税課長（矢吹勇一君） 3点御質疑いただきました。1つずつお答えさせていただきます。

まず1点目の軽自動車税、自動車税の取得税から、今回それが廃止になりまして環境性能割ということで新しく創設されました。それに関しての市民の負担がどうなるかということだと思います。

こちらにつきましては、課税の方法としましては、取得時に納付をするということで、その部分では変わらないんですが、税率につきましては若干変わっておりまして、これまで軽自動車税につきましては取得税が一律2%の税率というふうになってございました。今回の税率では環境性能に応じた税率に分かれております。その結果、基本的にはこれまでよりも負担は若干やわらいでくるというふうに考えてございます。

次に、2つ目でございますが、自動車取得税に関する交付金に関してということで、その市の財政への影響ということでございますが、環境性能割に関しましては、市の市税ということでその歳入になるわけなんです、その金額につきましては具体的にどれだけ収入になるかというところはちょっと正確な試算はできてございません。

一方で、交付金、東京都からの取得税の交付金というのが現在一部市に対して交付されておりまして、この分につきましては当然減ってくるというふうに考えてございます。ただ、具体的にどれだけ減少になるかということについても正確なところはまだわかりません。

最後に3点目でございます。

法人市民税に関しての減収、今回税率の引き下げということで減収になることとなります。この金額につきましては、平成27年度の法人市民税をベースに考えますと、おおよそ1億円の減収になるというふうに見込んでございます。この1億円の減収に関しましては、議員からお話ありましており、以前は一部の税目で補てんするということは、今回はそういう制度上の措置はされないということで聞いております。

ただ、1億円の減収になった部分というのは国税での、先ほど提案理由でも御説明させていただきましたとおり、地方法人課税ということで国税として税収が納められまして、その分が全額交付税原資ということになりますので、国で徴収した分を交付税として地方に配分されるということでの仕組みというふうになってございます。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第13号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第21 第14号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第21 第14号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第14号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

介護保険法の一部改正により、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施いたします。高齢者在宅サービスセンターにおきましても、新たに第1号通所事業を実施いたしますことから、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第3条は、高齢者在宅サービスセンターが行う事業の規定であります。介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業を開始することに伴い規定を整備するものであります。

第6条は、高齢者在宅サービスセンターを利用することができる者の規定であります。第1号通所事業を開始することに伴い、利用者の規定を整備するものであります。

第9条は、利用料金等の規定であります。第1号通所事業を開始することに伴い、利用料金に関する規定を整備するものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を平成29年4月1日とするものであります。

附則第2項は、本条例の一部改正条例附則において定めております、介護予防通所介護及び通所型介護予防事業に関する経過措置について、介護予防・日常生活支援総合事業が開始されることによる文言の整理を行うものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第14号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第22 第15号議案 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第22 第15号議案 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第15号議案 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

先ほど御審議いただきました第14号議案と同様に、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を実

施することによりまして、地域包括支援センターにおきましても第1号介護予防支援事業を実施いたしますことから、条例の一部改正を御提案申し上げるものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

第3条は、地域包括支援センターが行う事業の規定であります。介護保険法第115条の46第1項に規定する第1号介護予防支援事業を追加することに伴う改正であります。

第6条は、地域包括支援センターを利用することができる者の規定であります。介護予防・日常生活支援総合事業における包括的支援事業等及び第1号介護予防支援事業並びに介護予防支援事業を利用することができる者を定める改正であります。

第7条は、利用の承認の規定であります。介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業の利用承認を追加する改正であります。

第9条は、利用料金等の規定であります。事業名称を改めるものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を平成29年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第15号議案 東大和市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23 第16号議案 東大和市自転車等放置防止等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第23 第16号議案 東大和市自転車等放置防止等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第16号議案 東大和市自転車等放置防止等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成29年1月に策定いたしました各駅周辺の公共自転車等駐車場整備計画に基づくもので、大きく2点ございます。

まず1点は、放置自転車等の撤去手数料の改定を行うものであります。

もう1点は、これまで市で設置し運営してまいりました自転車等駐車場を、民設民営型の事業方式での整備及び運営並びに鉄道事業者による運営とするため、東大和市自転車等駐車場についての規定を削除するものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第1条の改正は、条例の目的規定における「自転車等駐車場の設置等」の文言を「駐車対策等」に改めるものであります。

第3条の改正は、所要の文言整理を行うものであります。

第4条第2項の改正は、第1条の改正に伴う文言整理であります。

第11条の改正は、放置自転車等の撤去等に要する費用について、自転車を1,000円から2,000円に、原動機付自転車を2,000円から3,000円にそれぞれ改めるものであります。

第14条から第19条までの改正は、自転車等駐車場の設置に関する規定を削除し、第18条及び第19条を繰り上げるものであります。

別表は、自転車等駐車場の名称及び位置を定めておりますが、削除するものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を平成29年7月1日とするものであります。ただし、放置自転車等の撤去等に要する費用の改正に関する規定の施行日は、平成29年11月1日とするものであります。

附則第2項は、改正後の放置自転車等の撤去等に要する費用の規定について、経過措置を定めるものであります。

附則第3項及び第4項は、自転車等駐車場を廃止する期日が駐車場によって異なることから、経過措置を定めるものであります。

附則第3項は、改正前の自転車等駐車場の設置等に関する規定の経過措置を定め、附則第4項は、別表において各自転車等駐車場の名称、位置及び設置期間を定めております。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○1番（森田真一君） 1点だけお伺いいたします。

本計画は、ことしの1月にまとめられた各駅周辺の公共自転車等駐車場整備計画実施のための提案かというふうに思うんですが、今後これ以外の新たな条例案の提案があるのか、それとも今回が計画について論じる最後の機会ということになるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 本計画に伴いまして、今回自転車等放置防止等に関する条例の一部を改正する条例を改正するわけですが、今後新たに条例が発生するものではございません。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[1番 森田真一君 登壇]

○1番（森田真一君） 日本共産党市議団を代表して、第16号議案 東大和市自転車等放置防止等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

本議案は、ことし1月にまとめられた各駅周辺の公共自転車等駐車場整備計画を実施するために提案をされています。同計画は、市営自転車駐車場等を廃止し、有料化とあわせて民間事業者に整備と管理運営を委ねるものとなっています。利用料の年間負担額は大人でおよそ2万円、学生で1万5,000円とされ、これまでの使用料・手数料の負担増の中では世帯に与える影響としては最も大きなものの一つとなります。

さらに、事業者である公益財団法人自転車駐車場整備センターについて、国土交通省からの天下り先として何代にもわたって専務理事ポストを占めているという団体であることも知られているところです。国会でも文科省による天下りあっせんが大問題になっている中、税の使い方、あり方として十分な検討が尽くされたのか疑問を感じざるを得ません。

計画の抜本的な見直しを求め、本条例案に反対するものであります。

以上です。

[1番 森田真一君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第16号議案 東大和市自転車等放置防止等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立多数。よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第24 第23号議案 市道路線の廃止について

○議長（関田正民君） 日程第24 第23号議案 市道路線の廃止について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第23号議案 市道路線の廃止につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

市道に隣接する土地所有者から、市道の廃止及び廃道敷の払下げ申請が提出され、市道として存置する必要がないと認められることから、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するものであります。

廃止する路線は、市道第644号線で、起点が立野3丁目1119番1先、終点が立野3丁目1434番3先、幅員は0.91メートル、延長は9.17メートルであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第25 第17号議案 平成28年度東大和市一般会計補正予算（第5号）

○議長（関田正民君） 日程第25 第17号議案 平成28年度東大和市一般会計補正予算（第5号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第17号議案 平成28年度東大和市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成28年度の予算執行も3月末をもって終了となりますが、障害者の自立支援医療・補装具給付事業費や基準単価の改定等に伴う民間保育園運営委託・補助事業費に係る歳入歳出予算の増額が必要となったこと、また、平成29年度に計画しておりました第五小学校校舎外壁・建具改修工事が国の補助事業として追加採択されたことにより、平成28年度に前倒しして予算の計上が必要となったこと、さらには、年度末に向けて予算の執行状

況等を精査しましたところ、国民健康保険事業特別会計及び下水道事業特別会計において歳入不足がそれぞれ見込まれ、これらに対する一般会計繰出金の増額や、各事業費の歳入歳出予算に増減が見込まれ、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、「歳入歳出予算の補正」で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,294万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ351億3,106万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、「繰越明許費の補正」で、追加であります。

第3条は、「地方債の補正」で追加並びに変更であります。

次に、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

ここでは、各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第1款の市税は6,434万8,000円の増額で、市民税・法人、現年課税分の増額であります。

第2款の地方譲与税は701万8,000円の増額で、地方揮発油譲与税の増額と、自動車重量譲与税の減額であります。

第3款から第7款までにつきましては都税関係の交付金で、東京都からの決算見込み通知に基づき増減する補正内容であります。第3款の利子割交付金は908万3,000円の減額、第4款の配当割交付金は8,366万9,000円の減額、第5款の株式等譲渡所得割交付金は1,407万6,000円の減額、また第6款の地方消費税交付金は1億2,103万9,000円の増額で、第7款の自動車取得税交付金は109万4,000円の減額であります。

第9款の地方交付税は3,000万円の減額で、特別交付税の減額であります。

第13款の国庫支出金は1億2,271万円の増額で、保育所委託費負担金及び学校施設環境改善交付金の増額等であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

第14款の都支出金は2,684万1,000円の増額で、保育所委託費負担金の増額等であります。

第15款の財産収入は758万2,000円の増額で、市有地売払収入の増額であります。

第16款の寄附金は281万5,000円の増額で、旧日立航空機株式会社変電所の保存等に係る寄附金の増額であります。

第17款の繰入金金は1億1,043万7,000円の増額で、財政調整基金取り崩しの増額であります。

第19款の諸収入は88万円の増額で、平成27年度繰越事業に係る社会資本整備総合交付金の計上であります。

第20款の市債は1億720万円の増額で、国庫補助事業に係る第五小学校校舎外壁・建具改修事業債の計上等であります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は922万7,000円の減額で、庁舎管理費の減額や戸籍事務費の増額等によるものであります。

第3款の民生費は1億9,913万7,000円の増額で、国民健康保険事業特別会計繰出金及び民間保育園運営委託・補助事業費等の増額であります。

第4款の衛生費は3,094万円の減額で、救急医療体制整備事業費の減額であります。

第8款の土木費は1億1,906万8,000円の増額で、下水道事業特別会計繰出金の増額や公園管理費等の減額によるものであります。

第10款の教育費は1億5,209万4,000円の増額で、小学校環境整備事業費等の増額や学校給食施設建設事業費等の減額によるものであります。

第12款の諸支出金は281万6,000円の増額で、基金積立金の原資分の増額であります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

「第2表 繰越明許費補正」で、1の追加であります。

繰り越す事業と金額であります。地方公共団体情報システム機構交付金が645万5000円、第五小学校校舎外壁・建具改修工事が2億2,222万2,000円で、合計は2億2,867万7,000円であります。

6ページをごらんいただきたいと存じます。

「第3表 地方債補正」で、追加並びに変更であります。

1の追加であります。国庫補助事業として追加採択されました事業に係る借り入れで、起債の目的及び限度額は、第五小学校校舎外壁・建具改修事業1億1,110万円であります。

2の変更であります。起債対象事業費の減額に伴い、限度額を変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

以上であります。事項別明細書につきましては企画財政部長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○企画財政部長（並木俊則君） これより事項別明細書の説明を申し上げます。

9ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

1款市税、1項市民税、2目法人、1節現年課税分は6,434万8,000円の増額であります。法人税の決算見込み等に基づく増額であります。

11ページをお開きください。

2款地方譲与税は701万8,000円の増額であります。

1項1目1節地方揮発油譲与税は961万6,000円の増額であります。東京都からの決算見込み通知によるものであります。

2項1目1節自動車重量譲与税は259万8,000円の減額であります。東京都からの決算見込み通知によるものであります。

13ページをお開きください。

3款1項1目1節利子割交付金は908万3,000円の減額であります。東京都からの決算見込み通知によるものであります。

15ページをお開きください。

4款1項1目1節配当割交付金は8,366万9,000円の減額であります。東京都からの決算見込み通知によるものであります。

17ページをお開きください。

5款1項1目1節株式等譲渡所得割交付金は1,407万6,000円の減額であります。東京都からの決算見込み通知によるものであります。

19ページをお開きください。

6款1項1目1節地方消費税交付金は1億2,103万9,000円の増額であります。東京都からの決算見込み通知によるものであります。

21ページをお開きください。

7款1項1目1節自動車取得税交付金は109万4,000円の減額であります。東京都からの決算見込み通知によるものであります。

23ページをお開きください。

9款1項1目1節地方交付税は3,000万円の減額であります。対象経費の算定内容の改正に伴い特別交付税を減額するものであります。

25ページをお開きください。

13款国庫支出金は1億2,271万円の増額であります。

1項国庫負担金は4,111万3,000円の増額であります。

1目民生費国庫負担金は4,070万9,000円の増額であります。

1節社会福祉費負担金は361万円の増額であります。保健基盤安定負担金（国民健康保険分）は195万4,000円の増額であります。交付額の確定によるものであります。障害者自立支援補装具費負担金は165万6,000円の増額であります。自立支援補装具費の増に伴うものであります。

2節児童福祉費負担金は3,709万9,000円の増額であります。基準単価の改定等に伴う保育所委託費負担金の増額であります。

3目教育費国庫負担金、2節幼稚園費負担金は40万4,000円の増額であります。基準単価の改定等に伴う幼稚園施設型給付費負担金の増額であります。

2項国庫補助金は8,159万7,000円の増額であります。

1目総務費国庫補助金、1節総務費管理費補助金は147万円の増額であります。個人番号カード交付事務費補助金の計上であります。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金は658万4,000円の増額であります。子ども・子育て支援交付金は499万8,000円の増額であります。病児・病後児保育の送迎サービス事業費が補助対象になったことによるものであります。保育対策総合支援事業費補助金は158万6,000円の増額であります。小規模保育園の開設準備費加算等に係るものであります。

5目土木費国庫補助金、3節住宅費補助金は690万2,000円の減額であります。本庁舎及び現業棟耐震補強等工事費等の減額に伴う社会資本整備総合交付金の減額であります。

7目教育費国庫補助金は8,044万5,000円の増額であります。

2節小学校費補助金は7,407万4,000円の増額であります。第五小学校校舎外壁・建具改修工事が平成28年度の国庫補助として追加採択されたことに伴う学校施設環境改善交付金の増額であります。

3節中学校費補助金は637万1,000円の増額であります。中学校特別教室冷房設備設置工事に対する国庫補助の追加交付決定があったことに伴う学校施設環境改善交付金の増額であります。

27ページをお開きください。

14款都支出金は2,684万1,000円の増額であります。

1項都負担金は2,193万3,000円の増額であります。

1目民生費都負担金は2,147万2,000円の増額であります。

1節社会福祉費負担金は292万3,000円の増額であります。保健基盤安定負担金（国民健康保険分）は45万1,000円の減額、次の保健基盤安定負担金（後期高齢者医療分）は254万6,000円の増額であります。いずれも交付額の確定によるものであります。障害者自立支援補装具費負担金は82万8,000円の増額であります。自立支援補装具費の増に伴うものであります。

2節児童福祉費負担金は1,854万9,000円の増額であります。基準単価の改定等に伴う保育所委託費負担金の増額であります。

5目教育費都負担金、3節幼稚園費負担金は46万1,000円の増額であります。基準単価の改定等に伴う幼稚園施設型給付費負担金の増額であります。

2項都補助金、2目民生費都補助金は488万1,000円の増額であります。1節社会福祉費補助金は120万8,000円の増額であります。地域生活支援事業費の増額に伴う障害者施策推進包括補助事業補助金の増額であります。

2節児童福祉費補助金は367万3,000円の増額であります。子ども家庭支援包括補助事業補助金は442万円の減額であります。次の保育課の子ども・子育て支援交付金との組みかえ等によるものであります。子ども・子育て支援交付金は445万4,000円の増額であります。子育て支援課の子ども家庭支援包括補助事業補助金との組みかえ等によるもので、病児・病後児保育の送迎サービス事業費に係るものであります。幼稚園型一時預かり事業補助金は54万4,000円の増額であります。対象経費の見込み増によるものであります。待機児童解消区市町村支援事業等補助金は229万5,000円の増額であります。小規模保育園の開設準備費加算等に係るものであります。小規模保育支援事業補助金は80万円の計上であります。開設前の家賃費に係る補助金であります。

8目教育費都補助金、5節保健体育費補助金はスポーツ振興等事業費補助金とスポーツ施設整備費補助金との組みかえによるものであります。

3項委託金、2目民生費委託金、2節児童福祉費委託金は2万7,000円の増額であります。全国ひとり親世帯等調査委託金の計上であります。

29ページをお開きください。

15款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入は758万2,000円の増額であります。市有地売払収入の増額であります。

31ページをお開きください。

16款1項寄附金、2目1節指定寄附金は281万5,000円の増額であります。旧日立航空機株式会社変電所の保存等に係る寄附金の増額であります。

33ページをお開きください。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は1億1,043万7,000円の増額であります。一般会計補正予算（第5号）の財源調整として、財政調整基金の取り崩しを増額するものであります。

35ページをお開きください。

19款諸収入、5項1目1節雑入は88万円の増額であります。社会資本整備総合交付金（平成27年度繰越事

業分)の計上で、平成27年度からの繰越事業であります都市計画道路3・5・20号線用地買収事業に係るものであります。

37ページをお開きください。

20款1項市債は1億720万円の増額であります。

1目総務債、1節総務管理債は390万円の減額であります。対象事業費の減額に伴う本庁舎耐震補強事業債の減額であります。

6目教育債、1節小学校債は1億1,110万円の増額であります。第五小学校校舎外壁・建具改修事業債の計上であります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は4億3,294万8,000円の増額で、補正後の予算額は351億3,106万4,000円となるものであります。

39ページをお開きください。

これより歳出の説明を申し上げます。

2款総務費は922万7,000円の減額であります。

1項総務管理費は1,198万6,000円の減額であります。

1目一般管理費、5の職員福利厚生事業費は30万9,000円の増額であります。平成29年4月1日の新規採用職員に係る被服の購入であります。

2目文書費、2の法規事務費は2万7,000円の増額であります。行政不服審査会委員の報酬を1回分増額するものであります。

6目財産管理費、1の庁舎管理費は2,189万5,000円の減額であります。本庁舎及び現業棟耐震補強等工事費等の減額であります。

11目文化振興費、1の市民会館運営費は96万9,000円の増額であります。法令改正等により当初に予定していなかった施設及び設備等の維持管理費が発生した場合の指定管理者に対する補償費を計上するものであります。

13目市民センター費、1の市民センター管理事務費は6万8,000円の増額であります。施設の利用申請書に係る印刷製本費の増額であります。

41ページをお開きください。

15目諸費は853万6,000円の増額であります。福祉関係返還金の増額であります。平成27年度の精算に伴うものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費、2の戸籍事務費は275万9,000円の増額であります。市民課の窓口で使用しますレジスターと割印綴じ器の購入費であります。

43ページをお開きください。

3款民生費は1億9,913万7,000円の増額であります。

1項社会福祉費は8,865万7,000円の増額であります。

1目社会福祉総務費は8,250万円の増額であります。2の国民健康保険事業特別会計繰出金は6,900万4,000円の増額、4の介護保険事業特別会計繰出金は124万5,000円の増額、5の後期高齢者医療特別会計繰出金は1,225万1,000円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

2目社会福祉施設費、1の老人福祉館運営費は29万2,000円の増額であります。印刷製本費及び冷暖房機

移設工事費の計上であります。

3目老人福祉費、8の介護保険利用者負担軽減事業費は13万6,000円の増額であります。対象者の見込み増に伴う介護サービス利用者負担額補助金の増額であります。

45ページをお開きください。

4目障害者福祉費は572万9,000円の増額であります。5の自立支援医療・補装具給付事業費は331万2,000円の増額であります。補装具費の増額であります。6の地域生活支援事業費は241万7,000円の増額であります。住宅設備に係る給付費等の増額であります。

2項児童福祉費は1億1,048万円の増額であります。

2目児童措置費は1億920万4,000円の増額であります。1の児童措置管理事務費は40万4,000円の増額であります。ファイリングキャビネット購入費の計上等であります。2の民間保育園運営委託・補助事業費は9,255万5,000円の増額であります。基準単価の改定等に伴う運営費委託料の増額であります。6の認定こども園事業費は368万1,000円の増額であります。延長保育事業補助金及び一時預かり保育補助金の増額であります。7の小規模保育事業費は566万7,000円の増額であります。開設準備費等に係る施設整備補助金の増額であります。

47ページをお開きください。

11の病児・病後児保育事業費は689万7,000円の増額であります。利用者の見込み増に伴う病児・病後児保育委託料及び病児送迎サービス等委託料の増額であります。

3目市立保育園費、2の狭山保育園運営費は17万4,000円の増額であります。給食配膳台等購入費及びパルスオキシメーター購入費の計上であります。

パルスオキシメーターにつきましては、これ以後一部事業費等においても計上してございますが、乳幼児に食物アレルギー症状が出た場合、血中の酸素飽和度を測定し、アレルギー症状の重症度の確認等を行うために使用するものであります。今後昭和病院などとアナフィラキシー対応ホットラインを結び、対象児童に対する速やかな対応を図ることを予定しております。

4目子育て支援費、1の子ども家庭支援センター運営費は16万9,000円の増額であります。心理相談員の報酬の増額と、パルスオキシメーター購入費の計上であります。

6目児童館費、1のならばし児童館運営費は40万9,000円の増額であります。各児童館のパルスオキシメーターを一括して購入する経費の計上であります。

7目学童保育所費、1の学童保育所運営費は45万5,000円の増額であります。パルスオキシメーターの購入に係る消耗品費と施設修繕料の増額であります。

49ページをお開きください。

8目心身障害児通所施設費、2のやまとあけぼの学園運営費は6万9,000円の増額であります。パルスオキシメーター購入費の計上であります。

51ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目地域医療推進費、1の救急医療体制整備事業費は3,094万円の減額であります。救急医療体制整備事業補助金の減額であります。この補助金の額の算定は、特別交付税の算定に準じた内容で定めておりますので、今回特別交付税の算定内容が改正されたことに伴い減額をするものであります。

53ページをお開きください。

8款土木費は1億1,906万8,000円の増額であります。

2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、1の市内道路改良事業費は950万6,000円の減額であります、市道第952号線外1路線の実施設計委託料の減額であります。

3項都市計画費は1億2,857万4,000円の増額であります。

2目下水道費、1の下水道事業特別会計繰出金は1億4,535万円の増額であります、今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

3目公園費、1の公園管理費は1,677万6,000円の減額であります、特色ある公園整備委託料の減額等であります。

55ページをお開きください。

10款教育費は1億5,209万4,000円の増額であります。

2項小学校費、1目学校管理費、2の小学校環境整備事業費は1億9,194万6,000円の増額であります、工事等の完了に伴う第七及び第八小学校の校舎外壁改修工事費等の減額と、平成29年度に繰り越しして実施します第五小学校の校舎外壁・建具改修工事費の計上であります。

3項中学校費、1目学校管理費、2の中学校環境整備事業費は550万8,000円の減額であります、工事の完了に伴う第一中学校の水飲栓直結給水化改修工事費の減額であります。

5項保健体育費は3,618万3,000円の減額であります。

2目体育施設費、1の体育施設運営費は13万5,000円の増額であります、法令改正等により、当初に予定していなかった施設及び設備等の維持管理費が発生した場合の指定管理者に対する補償費を計上するものであります。

57ページをお開きください。

3目学校給食費は3,631万8,000円の減額であります。

3の学校給食施設建設事業費は3,000万円の減額であります、工事の完了に伴う学校給食センター新築工事費の減額であります。

4の新学校給食センター運営準備費は631万8,000円の減額であります、契約に基づく給食調理配膳業務委託料の減額であります。

6項幼稚園費、1目教育振興費、2の幼稚園施設型給付事業費は183万9,000円の増額であります、施設型給付費補助金の増額であります。

59ページをお開きください。

12款諸支出金、1項1目基金費、1の基金積立金(原資分)は281万6,000円の増額であります、旧日立航空機株式会社変電所基金に積み立てするものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は4億3,294万8,000円の増額で、補正後の予算額は351億3,106万4,000円となるものであります。

説明を終了させていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長(関田正民君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

○19番(東口正美君) 幾つか質問させていただきます。

まず45、46ページの民間保育園運営委託費が増額されておりますけれども、何人ぐらいこれ利用者がふえたのか教えてください。

また、48ページの病児・病後児保育事業も増額されておりますけれども、この利用者もどれぐらいふえているのか教えてください。

その後、乳幼児のアレルギー対応で昭和病院との連携ということで、パルスオキシメーターの購入がされておりますけれども、具体的にはこの機器を使ってどのような連携が行われるのかということが1点と、乳幼児ということなので、これは小学生は、これから学校給食センターでアレルギー対応の給食も提供されることになっておりますけれども、この学校教育の場ではどのようになっているのか伺わせてください。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 民間保育園運営委託費の補助事業費の増額の理由でございます。

公定価格の増額ということですが、延べ利用人数しか今持っておりませんが、延べ利用人数が2万1,913人にふえてございます。あと、障害児数が実はふえておりまして、これがかなり大きな要因の一部になっております。延べ576人だったのが750人に上がっていると。その2つの要因で今回民間保育園運営委託・補助事業費の経費が上がってございます。

あとは認定こども園のほうですが、こちらは今人数の数字は持っておりません。申しわけございません。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** パルスオキシメーターに関します学校教育の現場での対応でございますが、現時点で全小学校では保健室に配備とございますか、備品、配置されております。中学校におきましても大半のところであるんですが、一部29年度すぐに購入する準備をしております、乳幼児と同様に小中学校におきましても対応は進んでいるという状況でございます。

以上でございます。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** パルスオキシメーターでございますけれども、こちらにつきましては、血中の酸素飽和度を測定いたしまして、通常96%ぐらいあるらしいんですけども、それ以下になると非常にアナフィラキシー、重いアレルギー症状の危険度の判定に用いるということで、ホットラインで先生にその数値を報告いたしまして、そこで指示を仰ぐということでございます。そのメーターにはあと脈拍数も計測することがございまして、市内の公立の子供の施設が全部参加するということと、さらに民間の保育園、それから幼稚園、それから小さな小規模保育所から、あと企業内保育所も含めてほぼ九十何%、少しまだのところもありますけど、ほぼ全部の施設がこのホットラインに参加いたしまして、アレルギーを起こしたときに適切な指示が仰げるということで、4月に向けて今説明会とか各施設から昭和病院のほうに向かいまして研修会等をこれから行う予定でございます。

それから、昭和病院の医師も現場を見学したいということでございまして学童保育所に来たり、保育園に見に来たり、その辺今準備してるところでございます。

以上です。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 失礼いたしました。病児・病後児保育室のほうの人数でございます。

当初は1,200人から1,400人の範囲内で想定しておりましたが、ことしはインフルエンザ等がはやりまして1,800人から2,000人の、こちらの実績のほうの金額になります。

以上でございます。

○**19番（東口正美君）** 済みません、先ほどのアレルギー対応の件でもうちょっとイメージが湧かないんですけど、議場でも取り上げさせていただいたように、アナフィラキシーショックが起きたときにエピペンを打つ

までの時間は大体30分以内に打たなければ効果が出ないということを以前議会で取り上げをさせていただいたんですけども、その血中濃度をはかってアナフィラキシーかどうか分かるということがわかったのと、そのことが昭和病院とホットラインでつながるといのは、機器を使ったことで何かI C Tか何かでそれがつながってということなのか、それともはかった計測値をもって、例えば電話とかでこういう状況なんですけれどもどうしたらいいのかということを確認するのかという、ちょっと済みません、具体的な絵がいまいち浮かばないので、もう一度お願いいたします。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 足らなかったようで、済みません。

今東口議員がおっしゃったように、メーターというのは何万円かのもので、その場ではかるということでございます。アレルギーを起こしているのかというような判断に迷ったときに、ホットラインで昭和病院の担当の小児科の先生と、平日の時間内でございますけれども、そちらでつながるといのがプログラムでございます。エピペン投与したほうがいいのかとか、それから救急搬送がすぐに必要なかというところの判断の目安としてそのパルスオキシメーターに示されている酸素飽和度、それが今幾つですか、脈拍幾つですかということ昭和病院の医師が判断をする一つの材料にするということでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 26ページの個人番号カード交付事務費補助金ですけども、これ前にも取り上げて、国からの補助金だけではこの事業賄えないという状況で答弁ありましたが、この増額をもって賄えるのかどうか、そこら辺を一つと、それから交付の目標と実績がどうなっているのか。他市等において交付の誤り、誤交付や情報漏えいなども報じられたりしてますけれども、東大和でそういう事例はないのか伺います。

それから、28ページで、全国ひとり親世帯等調査委託金2万7,000円が委託金として収入されているんですけども、これ対応する支出がちょっと見当たらないんですけども、これはちょっとどういうふうになっているのか伺います。

それから、52ページの救急医療体制整備事業補助金減額と、これは23ページの地方交付税の特別交付税減額と、ちょっと94万円違うのがなぜなのかもあるんですけども、東大和病院にたしか特別交付税を財源として補助金を交付していたと思いますが、5,000万円の交付が3,000万円減って2,000万円になっちゃうわけですから、5分の2に、4割に減ってしまうということで、交付されてるほうも4割に減ると困ってしまうんじゃないかというふうに思いますけれども、計算方法が変わったということですけども、その計算方法が変わったその考え方があると思うんですよね。何も理由なしに計算方法を変えてはい減りましたっていうんでは困ると思いますので、そこら辺の考え方がどういうものがあってこういう減額につながったのか伺います。

○市民課長（山田茂人君） 個人番号カード事務費補助金の件でございます。

まず事務費補助金で、その経費で全てを賄えるかどうかということでございますけれども、現在のこの金額では賄えないという現状がございます。

次に、こちらのカードの交付の目標数でございますけれども、一応こちらとしましては、目標数は平成27年度3カ月分と28年度で約1万4,000枚というところを目標としておりまして、直近の数字で申し上げますと、平成29年2月18日現在で交付数は8,490枚でございます。その目標に対する達成率は約60%でございます。

最後に、マイナンバーカードの他市の状況で、いろいろ誤交付等はありませんけれども、当市といたしましては、技術的な対策としましては、カード事務の台帳等のインターネット環境からの分離とかさまざま、あと執務に対するさまざまな工夫、それから研修への参加をいたしまして誤交付は今のところ起こってございませ

ん。

以上でございます。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 28ページ、全国ひとり親世帯調査委託金でございますけれども、こちらの調査は5年に1度、厚生労働省により行われている調査でございます。厚生労働省のほうが調査は主体となるんですけれども、調査事務といたしましては東京都を介しまして区市が行うというような調査になってございます。そのため、実際の支出のほうになりますと調査員さん等の調査費、手当になりますと、直接東京都のほうから支払われるような形になっているため、市のほうの歳出は計上はございません。

ただ、委託の契約を東京都と市が結ぶような形で、事務費は市に支払われる制度になっておりますことから、今回歳入のほうを計上させていただいたところでございます。

以上です。

○財政課長（川口荘一君） 補正予算書52ページ、救急医療体制整備事業費、3,094万円の減額に関してでありますけれども、これに関しては補正予算書23、24ページの特別交付税の減額と関連してしますので、こちらのほうの歳入の減額に関して御説明のほうをさせていただければと思います。

まず特別交付税の今回の減額でありますけれども、特別交付税に関する省令が昨年12月12日に改正されまして、その公布施行によりまして今回対象となる救急医療体制整備に関する経費が算定が減額となったものであります。

その改正の内容でありますけれども、まず対象経費の8割がまず特別交付税で措置されるというふうになっております。さらに、財政力が加味されることになりまして、市町村の財政力指数が0.8を超えるような場合はさらに2分の1を乗じるというような算定の方法に改められたことによりまして、今回歳入歳出とも減額というふうになったものであります。

以上です。

○2番（尾崎利一君） わかりました。

26ページの個人番号カード交付事務費補助金のところで、東大和市はいろいろ努力されて誤交付、情報漏えい等はないということですが、実績として8,490枚ということで、目標比は60%ということですが、本来交付されるべき数からいえば1割程度になるのではないかと思います。なかなか全国でもこの交付事務、進んでいないようですが、その要因についての認識を伺います。

あとはわかりました、ほかの点については。

○市民部長（関田新一君） 個人番号カードの交付の関係でございます。

当市におきましても、周知を図りましたり、また窓口での周知等に努めてるところでございますけれども、やはり個人番号カードのその発展といいましょうか、それを使ってその後どうなるということがなかなかまだ周知ができてないのかなというふうに思います。

当市の場合には、先行いたしましてコンビニ交付等も取り組んでいるところでございますので、コンビニ交付等の周知もさらに含めまして周知を図り、また普及率の向上を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、他市におきましても、ほぼ同じような交付率、また交付状況ということでございます。どこの市も普及に苦勞しているというところでございますけれども、当市におきましてもさらなる努力をいたしまして周知を図ってまいりたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第17号議案 平成28年度東大和市一般会計補正予算（第5号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第26 第18号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（関田正民君） 日程第26 第18号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第18号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、社会保険の適用拡大等に伴い被保険者が減少していることによる国民健康保険税の減額や高額医療費に係る共同事業拠出金の増額が見込まれるなど、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は「歳入歳出予算の補正」で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ523万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億2,453万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

1の歳入であります。第1款の国民健康保険税は6,700万円の減額で、社会保険の適用拡大等の影響に伴

い被保険者が減少していることにより国民健康保険税を減額するものであります。

第3款の国庫支出金は250万円の増額で、高額医療費共同事業負担金による国庫負担金の増額であります。

第6款の都支出金は250万円の増額で、高額医療費共同事業負担金による都負担金の増額であります。

第7款の共同事業交付金は176万7,000円の減額で、保険財政共同安定化に係る共同事業交付金の減額であります。

第8款の繰入金金は6,900万4,000円の増額で、一般会計からの保険基盤安定制度繰入金及びその他の繰入金の増額等であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第4款の前期高齢者納付金等は7,000円の増額で、社会保険の適用拡大に伴う納付金の増額であります。

第7款の共同事業拠出金は500万円の増額で、高額医療費拠出金の増額や保険財政共同安定化事業拠出金の減額によるものであります。

第10款の諸支出金は23万円の増額で、平成27年度の精算に伴う東京都への返還金であります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略をさせていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○1番（森田真一君） 1点お伺いします。

平成28年度については、社会保険の適用範囲が広げられたということもあって、若い方が社会保険のほうに国民健康保険から持っていかれてしまうと、こういうような事情も一定影響しているのかなというふうに思うんですけども、これに対して、制度が変更されたことによるものであれば、今後財政措置等については何か国のほうで考えがあるのかどうかといった情報があるのかお伺いします。

○保険年金課長（越中 洋君） 社会保険適用拡大に伴いまして、国民健康保険から社会保険への移行という形で、これに伴いまして保険税の減額が著しかったという状況でございますが、これに対する国からの財源補てんですとか、そういったことは今のところは情報としては入っておりません。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第18号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時36分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27 第19号議案 平成28年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（関田正民君） 日程第27 第19号議案 平成28年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第19号議案 平成28年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、下水道使用料の減額や公共下水道管渠布設工事費の減額と、このことに伴う公共下水道建設事業債の減額が見込まれることなど、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、「歳入歳出予算の補正」で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,688万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,289万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、「地方債の補正」で、変更であります。

次に、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

1の歳入であります。第1款の分担金及び負担金は82万1,000円の増額で、年度途中で徴収猶予が消滅する土地の賦課徴収に伴う下水道事業受益者負担金の増額であります。

第2款の使用料及び手数料は1億1,600万9,000円の減額で、第3・四半期までの実績等に基づき、年間の収入見込み額を精査したことに伴う下水道使用料の減額であります。

第4款の都支出金は125万円の減額で、対象事業費の減額に伴う都負担金の減額であります。

第6款の繰入金金は1億4,535万円の増額で、今回の補正予算の財源補てん分として一般会計繰入金を増額す

るものであります。

第9款の市債は5,580万円の減額で、起債対象事業費の確定等に伴う公共下水道建設事業債の減額と、算定方法の変更に伴う資本費平準化債の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。第1款の総務費は996万9,000円の減額で、消費税及び地方消費税納付額の確定による総務管理費の増額と、下水道使用料徴収事務委託料の確定等に伴う維持管理費の減額によるものであります。

第2款の事業費は1,488万1,000円の減額で、受益者負担金一括納付報奨金による建設総務費の増額と、空堀川整備関連の公共下水道管渠布設工事に係る建設事業費の減額によるものであります。

第3款の公債費は203万8,000円の減額で、資本費平準化債の利子の減額であります。

次に、4ページの「第2表 地方債補正」であります。

1の変更であります。公共下水道建設事業債の限度額を6,720万円から5,300万円に減額し、資本費平準化債の限度額を3億6,560万円から3億2,400万円に減額するもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じであります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 2ページの歳入歳出予算補正のところで、使用料及び手数料、下水道使用料が1億1,600万円のマイナスということですが、昨年7月から下水道使用料3割値上げ、今年度ですね、ということだったわけで、そこでこれ、13億円に対して1億1,600万円の減収というのはかなり大きなものになると思いますけれども、この内訳はどういうものなのか、それから値上げによって増収がどれぐらい見込まれて、本来の予算ではどれぐらい見込まれていたのかという点について伺います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 予算書2ページ、下水道使用料の部分でございますけれども、まず減額の大きな理由といたしましては、先ほど副市長の予算説明のところでもございましたが、今年度の実績等から、下水道使用件数ですとか汚水量から実績を求めまして算定した結果がこのような形になってございます。

下水道使用料の改定につきましては、収支計画等に基づきまして改定を行ったわけですが、そちらのほうで下水道使用料のほうの収入に差が生じてしまっているという理由でございます。

それと、2点目の改定の金額の効果額というところでございますけれども、当初、28年度につきましては7月からの改定でございました関係で約2億円の効果額を見ていたところでございますけれども、今回8月から12月までの前年度の対比でお話しさせていただきますが、そちらの関係では約8,600万円、19.4%、改定前の単価で試算した額でお話しさせていただきますと、約1億6,700万円、15.7%の増というふうな形で見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） ごめんなさい、今のところがちょっとわからなかった。今の8,600万円と1億6,700万円というのが意味がちょっととれませんでしたのでもう一度お願いしたいのと、それから、いずれにしても、値上げで2億円の効果があると見込まれていたものが、1億1,600万円マイナスになったということは、全部が

値上げされた効果が思ったものの5割以上少なかったという、全部が値上げにかかわるものではないと思いますけれども、それにしてもその値上げで2億円を見込んでいたものが1億1,600万円マイナスになったということはかなりの見込みが違っているということになると思いますが、来年度予算、これから予算特別委員会で審査されるわけですけれども、そこにはきちっとそういった計算は反映されて計上されているのかだけ、2点確認させてください。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 大変申しわけございません。

8月から12月までの前年度の同期、平成27年度の8月から平成27年度の12月までと平成28年の8月から平成28年12月までの同時期と比較した場合には約8,600万円の増額になっているという同期で計算した場合と、全体を今新の金額で計算しているわけではございませんので、同じ汚水量ですとか同じ件数で旧の使用料の単価で計算するというような推計をした場合には、年間で1億6,700万円ほどの増額が見込まれるというようなことを先ほどは御答弁させていただきました。

基本使用料でいきますと、例えば480円だったものが610円になりましたので、610円で計算したものと480円で計算したものをそれぞれ比べてどれぐらいの差が出るかというようなことを計算した結果として、1億6,700万円というような計算を推計したということでございます。

2点目の29年度の当初予算につきましては、過去の実績と平成28年度の今の状況を反映した中で29年度のほうも推計をさせていただいて、予算計上をさせていただいているというふうをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第19号議案 平成28年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第28 第20号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（関田正民君） 日程第28 第20号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第20号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、換地計画等委託料や建築物等移転補償費の減額が見込まれ、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものでございます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、「歳入歳出予算の補正」で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億303万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,200万円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

1の歳入であります。第1款の分担金及び負担金は115万6,000円の増額で、保留地処分価額の増に伴う保留地処分金の増額であります。

第2款の都支出金は1,400万円の減額で、対象事業費の減額に伴う都補助金の減額であります。

第4款の繰入金金は9,018万9,000円の減額で、充当事業費の減額に伴う基金繰入金の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。第2款の事業費は1億2,109万2,000円の減額で、平成28年度の事業費の確定等に伴い立野地区事業費を減額するものであります。

第4款の諸支出金は1,805万9,000円の増額で、基金原資分の積み立てによる基金費の増額であります。

次に、4ページをごらんいただきたいと存じます。

「第2表 債務負担行為補正」で、1の追加であります。

立野一丁目地区換地計画等委託につきましては、事業計画の変更等に伴い、委託期間を平成30年度の換地処分まで延伸する必要が生じたので、ここで債務負担行為を設定するものであります。期間は平成28年度から平成30年度までとし、限度額は1億357万円であります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第20号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第29 第21号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（関田正民君） 日程第29 第21号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第21号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、居宅介護福祉用具購入費や高額介護サービス費の増額が見込まれ、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものでございます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、「歳入歳出予算の補正」で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ996万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億8,155万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

1の歳入であります。第4款の国庫支出金は233万1,000円の増額で、介護給付費負担金による国庫負担金と調整交付金による国庫補助金をそれぞれ増額するものであります。

第5款の支払基金交付金は278万9,000円の増額で、介護給付費交付金の増額であります。

第6款の都支出金は124万5,000円の増額で、介護給付費負担金による都負担金の増額であります。

第9款の繰入金金は359万8,000円の増額で、介護給付費繰入金金としての一般会計繰入金金と、介護給付費等準備基金繰入金金としての基金繰入金金をそれぞれ増額するものであります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。第2款の保険給付費は996万3,000円の増額で、利用者数の見込み増に伴い、居宅介護福祉用具の購入に係る介護サービス等諸費と高額介護サービス等費をそれぞれ増額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第21号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第30 第22号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（関田正民君） 日程第30 第22号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第22号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成28年度の東京都後期高齢者医療広域連合の負担金の確定に伴う広域連合納付金の増額など、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、「歳入歳出予算の補正」で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,739万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億162万6,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」であります。

1の歳入であります。第1款の後期高齢者医療保険料は3,188万9,000円の増額で、特別徴収保険料及び普通徴収保険料の増額であります。

第2款の繰入金は1,225万1,000円の増額で、広域連合納付金等に係る療養給付費繰入金、保険基盤安定繰入金、保険料軽減措置繰入金及び健康診査費繰入金の増額であります。

第4款の諸収入は325万7,000円の増額で、健康診査費及び葬祭費に係る受託事業収入の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の広域連合納付金は4,209万4,000円の増額で、保険料等負担金、療養給付費負担金、保険基盤安定負担金及び保険料軽減措置負担金の増額を内容とする東京都後期高齢者医療広域連合への納付金の増額であります。

第3款の保健事業費は320万3,000円の増額で、健康診査費負担金の増額であります。

第4款の保険給付費は210万円の増額で、葬祭費の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第22号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第31 陳情の付託

○議長（関田正民君） 日程第31 陳情の付託を行います。

2月17日正午までに受理した陳情をお手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会に審査を付託いたします。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで会議の休会についてお諮りいたします。

あす2月24日及び27日につきましては会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 3時 散会